

即位灌頂と二条家（下）

橋本政宣

目次

はじめに

二条家伝来の即位灌頂文書

(1) 即位灌頂文書の伝来と概要

(2) 即位灌頂文書の目録と主要文書

二 即位灌頂儀礼の実態

(1) 印明伝授と二条家

(2) 即位灌頂の実修

三 近世の即位灌頂に於ける摂家争論

（以上前号）

(1) 貞享四年の東山天皇即位灌頂

江戸時代の天皇は後水尾天皇から数えれば孝明天皇まで十四代であるが、これらの即位灌頂の伝授を勤めたのはいずれも二条家であった。即位灌頂はほんらい執柄の為すことであつたが、十四例のうち二条家が当職であつたのは僅かに三例のみで、十一例は当職以外で二条家が即位灌頂を勤めているのである。しかしこれは、二条家が勤めるということになつて、たがためではなく、しばしば摂家間で争論があり、理運として二条家が勤めたものであった。後述の如く、二条家が即位灌頂の家として固定化するのは、桜町天皇の勅旨によるものであつた。摂家間の争論の展開は、二条家以外でも摂家は即位灌頂の秘伝を継承していたことを背景とするはずのものであるが、その具体的な検討は改めて行なうこととし、争論の実際として史料が多く伝存する、東山天皇より桜町天皇に至る三代を中心に考察することにしたい。

まずその前段として慶長十六年（一六一一）後水尾天皇の即位の際のことを見ておこう。このとき大御所徳川家康が裏頭にて即位式を見物したことは良く知られていることであるが、この即位灌頂伝授において二条・近衛両家の争論があったことはあまり知られていない。『義演准后日記』慶

附 翻刻「靈元院宸記」
おわりに
(1) 即位灌頂の摂家家説と相伝
(2) 桜町天皇の即位灌頂伝授

長十六年四月十二日条に、

今度御即位灌頂御伝授ノ事、(昭慶)二条殿ト近衛殿内々相論、二条殿ニハ、

御当流數代御師範證跡以下分明也、(前關)近衛殿ニハ、正親町院御即位之時

御伝授云々、雖然(徳川秀忠)將軍ヨリ、二条殿トノ可有御相伝由被仰出畢、閔白

ハ九条殿也、二条殿御再任アリテ御伝授ト云々、是モ御辭退、非當職

御伝授ノ例在之、(候脱力)仍不及御再任御伝授、珍重々々、(三条晴良)淨明珠院殿此大事

御伝授之時、予祇其席、併御代々之御加護ト覺了、珍々重々、

とあり、前閔白二条昭実と同近衛信尹が即位灌頂をめぐって争ったことが

知られる。両者は二十五年前の天正十三年（一五八五）にも閔白職をめ

ぐって争ったことがあり、いわば宿怨の間柄であった。二条は数代にわた

り天皇の御師範を勤めた証拠等も明白であるとし、近衛は先々代の正親町

天皇の時に、閔白近衛前嗣が即位灌頂を勤めたと主張して争つたが、將軍

徳川秀忠の肝煎にて二条に落着した、というのである。ときに執柄は閔白

九条忠栄で、昭実が閔白に再任して伝授する案もあったようであるが、非

当職として伝授の例もあるとのことに従い、再任せず伝授に当つたとい

う。二条家の伝でも、正親町天皇の時に即位灌頂伝授に当つたのは、前閔

白二条晴良であったとする。両者の主張のいづれかに問題があり、またこの

日記の記主義演は、二条晴良の息で、晴良が伝授の儀を勤めた際にこれ

に同席した云々と主張するが、前述の如く即位灌頂の伝授を傍聴すること

など出来る状況ではなかつたはずであり、信じ難いというべきであろう。

さて、貞享四年（一六八七）の東山天皇即位の時はどうであつたろうか。このとき摂政であったのは一条冬経（一六三三～一七〇七）。冬経は当職としてこの度の新天皇の即位灌頂伝授を勤めることを望み、これを靈元

上皇（靈元院）に申入れたことが、このとき左大臣であつた近衛基熙の日記である『応円満院記』貞享四年四月十六日条に見える。

(靈元院) 仰云 就今度即位、從(一条冬経) 摂政被申上趣者、於一条条家奉授御灌頂例終以

無之、若可奉授仰有之者、於家伝置之儀有之間、可奉授、雖然強而非願申入、於二条家者、十三代連綿、但納言之時奉授例無之、兩端以初

例之間、猶可在(靈元院) 院御氣色由言上、

これによれば、摂政一条冬経が院に申上げたところは、一条家に即位灌頂を伝授した例は無いが、若し院より授くべき仰せがあれば、一条家に伝え置く儀もあるにつき伝授し奉りたい、しかし強いて願うわけではない、二条家にては伝授は十三代連綿のこと、いうが納言にて伝授の例はない、共に初例であるので、院の御氣色によつては即位灌頂の伝授を勤める、というのである。十三代連綿というのは後小松天皇より靈元天皇までの十三代を指すものと考えられる。称光天皇については諸説があり、閔白一条経嗣が即位灌頂を勤めたという説がある⁽²⁾、冬経はとくにこの説を主張しないのみならず、一条家においては伝授の例は無い、とこれを否定までしていること、しかも、当職でありながら「強而非願申入」という微妙な表現をしていることにも注目しておきたい。このとき二条家の当主である綱平（一六七二～一七四五）は権大納言、十六歳の若さであった。

靈元院はこの問題について左大臣近衛基熙・前閔白鷹司房輔の両宿老に意見を徵した。『応円満院記』（以下『応記』）には、これより東山天皇即位の大礼がある四月二十八日まで詳細な記事が見られ、即位灌頂をめぐつての争論の実際が知られるが、この時期前後九日間の記載ではあるが、この問題に直接関与された靈元院の日記が存し、両者相俟つて極めて具体的に把握することが出来る。この日記は京都御所東山御文庫に所蔵され、「貞享四年即位灌頂御日記」の史料名で架蔵されている。一冊、袋綴本。(記事は貞享四年四月十六日より二十七日までの九日分。他に抜書一紙がある。本日記は記主の言葉に敬語を用いたり、所々に「仰」せの文言があり、自らの意志を「観慮」というなど、表記上に多少の違和感があるが、靈元院の宸記であり、その宸筆原本である。本稿の行論上欠くべからざる史料であ

り、分量もさほど多く無いので、許可を得て、『靈元院宸記』（口絵1）として全文を翻刻、附として掲載することとした。⁽⁵⁾ まず、『靈元院宸記』（以下『宸記』）の内容について、日を逐い筋を追うことにして、主眼をおいて纏め、必要に応じて『応記』により補足することにした。

〈四月十六日〉 ①今度の即位灌頂の事につき、かねて摂政一条冬経より伝授につき申入れが院にあり、これに対し意見を徵するため、左大臣近衛基熙・前関白鷹司房輔を召す。②摂政の申入れは、即位灌頂は毎度二条家より申入れているが、大納言以前の例は無い、また一条家の当職のとき他家より申入れの例も無い、即位灌頂の事は当家にも伝来あるので、院の仰せがあれば申入れたい、しかし強いて望む訳ではなく、古来より一条家にては執行していない云々、との由。③基熙等の意見は、二条家が必ず毎度申入れるというには不審のことと、近衛家等にも先祖よりの伝来が断絶なく相続されていること、二条家は代々將軍家の養子となりその誼みにより灌頂の事を勤め來ったのか事情は不明ながら、今日において必ず二条家に限るということになれば、摂家一同の難儀この上ないこと、寛文の吉例を以て二条家に仰すべき院の思召なれば、何とも申し難いことながら、大臣以前で即位灌頂を申入れるのは初例で如何なものかとのこと、近衛・九条兩家は的々の伝来格別にて、鷹司も近く近衛から伝授を受け、これら三家に相伝があるのに對し、一条は未伝授のこと、等であった。④院は次のように仰す。二条家より申入れるようにさせたい。ただ綱平は故摂政の光平が薨去のとき甚だ幼稚であり今以て若年、自然覚え誤つてゐるところもあるやも知れないでの、先年（寛文三年）即位の際に光平より伝授をうけた趣と校合し、その上で綱平より東山天皇へ申入れるようにしたら如何、と院は仰す。⑤基熙等は、御尤の事と返答、また申上げて云う。即位灌頂は二条家の他の攝家は知らないように世間で思われるのは歎かわしい、二条

家相伝の趣を院が聞召されるなら、各家相伝の趣も聞召され、その上にて相伝分明である旨の院宣を三家に賜りたい、と。⑥院仰せは、伝来の趣を書付を以て相伝するというのであれば、院宣を下すこととを契約する、と。⑦基熙等は申す、冬経は未伝授であるので、この件は内密にありたい、と。かくて深更に及んで基熙等は院御所を退出した、というのである。

『応記』も関連記事はこの十六日から始まる。⁽⁶⁾ ほど重なる内容であるが、補足しておく。(1)摂政が院に申上げた中で、九条には伝来あるかも知れないが、近衛には無いとの発言ある由のこと。これに対し、近衛家は大織冠以来嫡々相承あること、後水尾院の仰せあるにより鷹司家へも伝授していること、二条家にて十三代連綿というのは不確かなことで、近衛等三家の記録にも不分明のこと、二条家は九条家より所伝のものであること、九条家の所伝は分明で、近衛家よりの所伝であること、一条家の所伝は南北朝期に断絶したこと、納言で即位灌頂伝授の例は無く、また一条家はいま執柄ではあるが伝来は慥かでないこと、等を院へ申す。(2)そして基熙は思う。基熙は大臣であり、仰せを蒙るのが然るべきところ、この度はまず二条家より授けらるべく申さる故は如何のことか、二条康道の時、十三代伝来し二条家以外に伝来無き趣を幕府へ達せられた由、武家は堅くこの旨を存じていようから、その状況を以て計り、何とか今度納言として授けるのは初例であるが、二条家へ仰出さるようには思わないと申入る。(3)院の仰しかし、二条家に限るの由公武間で一決するのでは、近衛・九条兩家の伝來は今日で滅亡し歎かわしい。寛文の例を以て二条家に仰出さることが明らかにされば、兩家としては全く遺恨には思わないと申入る。(4)院の仰せは、近衛家相伝の子細は今夜初めて知り神妙、また心底残らず申入れたことは忠節の至り、と。(5)こゝに院の御氣色に叶うことにつき、今度は二条家へ仰出さることに御治定。(6)一条家は深秘を伝えていない子細を少々申入れたところ、院も御承諾の御氣色であったこと。(7)綱平は光平の養子、

九条輔実の弟で、光平薨去のとき幼く伝授の事等は口伝できなかつたので、光平室賀子内親王(後水尾院)が灌頂の儀を伝え残された由、但し延宝三年(一六七五)の火災で二条家の文庫は灰燼に帰した由で、この相伝の事は疑い無いわけではない、しかし二条康道筆の書付を賀子内親王は所持の由と。(ヲ)とはいえ、綱平幼少につき、世間も定めて疑いをなすであろう、疑いを散らすためにも近日綱平を院へ召し、即位灌頂を申入らせ真偽を試そうとの思召であるが如何か、と。(リ)基熙等は、尤も然べき由を申入れ、この上は、近衛・九条両家伝来分も御灌頂を遂げられ、誰なりと院の御氣色に叶う人を定めらるべきかを申入れる。(ヌ)尤のこと、院の御承諾あり、両家伝來の要を後代のため書進め官庫に納め置けば、末代に至るまで両家の相伝遺ること疑いなし、との仰せがある。(ル)そこで大慶至極を深謝し、両家の相伝のこと神妙である旨の院宣の下賜を願つたところ、御許容あり、追て下すべき仰せがある。(ヲ)これより後、左大将九条輔実が別件で院参するにより、同じく相談に預る。九条家の相伝は近衛家の相伝と相違ないこと、二条家は九条家より相伝、九条家は近衛より相伝のこと、いずれも輔実も了解する。(ワ)是日、四摶家で相伝の子細が院の収聞に達し、一条家に伝來ないことが露頭したこととは不思議なことで、今日は大織冠の月忌日、神妙なことである、日頃一条家が九条・近衛両家を押掠め、その誑悪の余妖が現然としたもの、云々と記す。

(十九日) ⑧綱平を院へ召し、即位灌頂の趣を申入れるよう仰す。⑨綱平の返答は、院へ即位灌頂の例は無いので辞退したい、と。⑩そこで院は仰す。これは他の事では無い、相伝の趣が紛れるようなことがあっては、第一に天皇のため、また二条家のため以上の外の大事である、先例の有無によらず申し聞かすべし、これが今度二条より即位灌頂を勤める前提である、と。(十一)漸く綱平は同心し、退出。(十二)入夜、女院が院に入来し申されは、綱平より懇願あり、今日院参して仰下されまづは領状したが、即位灌頂を院へ申入れる先例は無いので辞し、直接主上へ申入れたい、このように綱平より取成しを依頼されたが如何か、と。(十三)院の返答は、以ての外である、女院へ綱平を召し、房輔へも參候させ綱平を諭すように、と。

(二十二日) ⑭摂政が院参し、かねて約束の一条家伝來の趣を具体的に披露あり。(十五)摂政へ、寛文の吉例を以て二条家へ仰すべきことを示したところ、寛文例は二条が当職の例につき慶長例を以て仰出さるべきか、との摂政意見。(十六)晩頭、女院へ御幸。昨夜の綱平の辞退の願、房輔の説得により、院の仰せに従うことに綱平は納得した旨の披露あり。

(二十二日) ⑯綱平が院参し、光平より相伝の即位灌頂の趣を申すが、「以外無(遠)方事共」にて、これでは相伝の趣を申入れることを辞したのも尤のこと、全く困ったことである。(十七)そこで院は仰す、自らも光平より相伝の趣は幼年の時にて慥かでないが、その時のあらましを伝えようと。関連文書等は九条家に懇望して写取るよう、と。(十八)入夜、基熙・房輔・輔実等が押掛け参り、今日綱平の申入る様子につき尋問されるにつき、実体は「未伝授之至」であることを言談。(十九)かねて約束の書付を基熙・輔実持参するにつき一々披見、うち九条家よりの書付には、二条家の伝授は九条家が預り置き、綱平成長の後に懇望あれば返し伝授すべしと二条光平と九条兼晴が契約のこと記載。(二十)しかし綱平の所存は、いよ／＼伝授の旨ありとし、輔実より相伝のことを快く思わない躊躇につき、輔実より院、院より綱平へ相伝するのが最も適当であるということになり、そのよううに治定。(二十一)九条・近衛両家より院への即位灌頂の相伝は二十五日とする。この二十二日は、『応記』にも詳細な記載があるが、特徴的なことは摂政、院に対する痛烈な批判が見られることがある。その諸点を次に掲げておこう。(ガ)灌頂の事を若し綱平が不慥かなことがあれば、一条家より相伝するよう院より仰せられたい、九条家よりの相伝にならないように、と摂政が院へ申上げ、院も「近比左道之申条」と思召されていると語り仰せら

れた。これについて房輔が申すに、大方の「人ノ心」が判らないのではない
か、たとえ少々一条家より相伝するよう院より仰せ下されても、九条家
より相伝するのが然るべきと申さるべきであり、「朝廷」を思わない申条
は言語道断のことである、と。基熙の見解はそれに止まらず、「院御氣色、
亦以如此、不可説々々々」と。⁽³⁾また院への即位灌頂については、「似是
而非」、「全非道之事」と批難している。

〈二十三日〉 即位習礼がある。主上の出御の際は空手であるが、手はど
こに置くかにつき、諸説を掲げる。

〈二十四日〉 ②3 綱平を院へ召し、先日申入る相伝の趣は甚だ相違するに
つき、望みあらば相伝する旨を仰す。④4 綱平は祝着の旨を申すにつき、來
る二十六日に相伝するが、その際、院へ具に相伝を蒙り祝着である旨の書
付を差出すべきを仰す。⑤5 綱平は聊か不同心。⑥6 そこで領状しなければ相
伝しない、相伝しなければ、今度の主上への伝授は叶はない、と仰すによ
り、綱平は漸く領状し、退出。

〈二十五日〉 ⑦2 輔実・基熙が院参し、院は九条家・近衛家相伝の即位灌
頂を受ける。

〈二十六日〉 ⑧2 綱平が院参、院より綱平へ即位灌頂を相伝するに當た
り、書付持參の有無を確認する。⑨3 懐中より取出した書付を披見するに、

「以外之旨趣、言語道断之儀」であり、このような所存では相伝しがたい、
仰せに任せ書進むか、そうでなければ誰かに即位灌頂の儀は仰すまでのこ
とと頻りに仰すにより、漸く納得し書改め差出す。⁽³⁰⁾そこで綱平へ即位灌
頂の伝授、「印明一・真言一」⁽⁷⁾を相伝した。⁽³¹⁾入夜、一条・近衛父子・鷹司
父子・九条を院に召し、これまでのあらましを言談に及び、各家相伝の趣
を院へ申入れたことは祝着のこと、九条家より申入る二条家の伝と寛文度
の趣を校合したところ相違なきにより、院より綱平への相伝を行なったこ
と等を仰すと共に、綱平より差出す書付を披見させる。⁽³²⁾深更に及び、房

輔が女院へ参入、院も女院へ御幸あり、綱平の差出す書付につき言談。二
ヶ所につき書改むべきことにて、尤なる旨を返答、明日綱平を召し書改め
しめることとする。この日、『応記』では、以上の内容に加え、次の如き不
満を記す。⁽⁴⁾綱平の未伝授のこと等は、近衛・鷹司・九条の他は内密と
し、他へ漏らすべからずとの院での約束であったにもかかわらず、院が綱
平の書付を攝政へ披見させられたこと、「此事如何」と指摘し、⁽⁴⁾1 院伝奏か
ら漏れ聞くところでは、今度の灌頂の事は、「万事廻秘計、首尾相調、御満
足之由也、」のことと、万事に院が計画的にことを進め、他に漏らすべか
らざる約束であつた筈であるが、實際は院より、攝政や院伝奏へ漏洩され
ていたようである、と落胆と不満が書き付けられている。

〈二十七日〉 ⑩3 綱平を院へ召し、昨日相伝の趣たしかに覺悟あるかを尋
ねたところ、印相・真言ともに「少々失念、誠以万事無骨之体」につき、
⑪3 なお具に「教授」すると共に、昨日差出した書付を再び書改めるよう仰
す。⁽³³⁾この事は今朝女院の方よりあらまし異見を加えられていたからか、
異議に及ばず書改めるにつき、即時に参内し主上に即位灌頂を申し入れる
よう仰す。⁽³⁴⁾四攝家を院に召し、綱平が書改め差出した書付を披見させ
る。

以上が『宸記』の摘要である。かくてその翌日、貞享四年四月二十八日
に東山天皇即位の大礼が行なわれるのであるが、この度の即位灌頂の特徴
的な点を指摘しておきたい。まず第一は、即位灌頂の印明伝授は二条綱平
が勤めることになったのは、靈元院の意志と仰せであったこと。攝家の意
見を微しながら決定する形はとられてはいるが、實際は院が当初より意図
していたところを、強引に実現させたという性格が強い。院が綱平に相伝
を確認しようとする際、綱平へ相伝するに当たり書付を差出させる際、或
いは書付を書直しさせる際、その脅み掛けるようにして説得していく手法
などはまさに強圧的ともいえるものである。なお、綱平は二度書直しを



二条綱平即位灌頂伝受請書

東山御文庫所蔵

34.0×42.6cm

仰せ付けられた訳であるが、三度目のものが東山御文庫に伝存している
ので、次に掲げておく（上図）。

御即位灌頂之事、故攝政病癇危急之節、雖有被申聞之旨、綱平依幼年

無覚束存候處、〔平出〕
〔參光平〕仙洞御即位之時、故攝政御伝授被申上之趣、今度自

仙洞具被授下候畢〔靈元天皇〕以其趣御灌頂之義、任慶長之御吉例、綱平可申

入之旨、〔平出〕
〔參光〕仙洞御氣色之趣、畏存候、誠以家門之再興、子孫の大幸、

何事如之哉、〔平出〕
〔參光〕聖恩之至、不知所奉謝候、以此旨宜預披露候也、

貞享四年歲次丁卯四月廿六日

權大納言藤原綱平

〔花押〕
〔參光〕

東園中納言殿
〔重案〕

庭田中納言殿

第一は、当初から院の意図は二条家以外には無かつたにもかかわらず、当の綱平が充分に資格を満していなかったことである。養父光平薨去の延宝三年には僅かに三歳であったから、相伝がなされているか否か疑問とされたのも当然であった。光平室から相伝を受けているというのが二条家の主張であった。光平室は後水尾天皇女五宮の賀子内親王（一六三二）九六、靈元天皇の姉に当たる。また綱平室は靈元天皇女二宮の榮子内親王（一六七三）一七四六）、この前年の貞享三年十一月二十八日に二条家に入輿している。靈元院にとって、綱平は義甥であり女婿でもあった。このようすに血縁的に近い関係にあつたこと、このことが院が從来に任せ綱平をと思召される上で何程かの影響を与えていたに相違ない。但しそれのみでもなかつたることは後に考える。第三は、即位灌頂についての摂家の家説と相伝の事実が明確にされたことである。これまで即位灌頂は二条家以外には相伝が無いように一般に理解されていたようであるが、そうでないことを他の摂家が強く主張したのである。注目すべきは、一条家及び近衛家の主張である。一条冬経は摂政という立場から、即位灌頂は「當職」が行なうべきものであり、当然冬経が勤めるべきであるとし、近衛基熙は当家

には大織冠以来嫡々の相承あり、一条家の相伝は中絶しているにより、大臣の地位にある自分こそ勤めるべきであると主張している。かくて、各攝家より院への申入れにより、近衛・九条・鷹司の各家には相伝されていることが院により認知され、追て院宣の下賜が約束される。綱平が「未伝授」であることが明らかにされても近衛家等が敢えて競望しなかつたのは、この約束があったからであろう。第四は、以上の如き特殊な状況の中でこそ成り立つたことであつたろうが、靈元院が綱平に即位灌頂の趣を申入れさせ、九条・近衛両家より即位灌頂の相伝を受け、寛文の際の趣と校合し、綱平に即位灌頂を伝授していることである。院は各家の秘説を受け得意満面であったことは、その宸記に「各相伝之趣被申入儀、千万万説祝着之至由仰此家家之秘説為一身如此聞集之儀、雖往昔之帝王、曾以不可有之、祝儀至極之由懇仰之、各畏存之由被申候」と記していることでも明らかである。「各畏存」とあるが、内実はそうでは無く、基熙などは口を極めて批難している。例えば、『応記』貞享四年四月二十二日条に次の如く見える。

(A) 抑今度之事、返々不及他競望、愚身可奉授条、家嫡云、相丞云、理運之前也、雖然既及如此沙汰条、院御氣色定可有子細之旨、内々推量之間、傍捨我心、只朝廷為無異無事申入所存處也、雖不知明日事、今日之御氣色返々忠節之旨被仰下、畏存者也、向後如此上ハ、近衛・九条・二条・鷹司此四家相伝無疑、於一条家者滅亡時至歟、不便々々、子細難注者也、

(B) 抑御灌頂事、今度以院宣被正実否条、似是而非也、且又脱履之後御灌頂事、古今初例歟、天子与天子被相伝者、何撰関家代々為秘説伝之哉、御灌頂之事、全非道之事也、又二条家へ被伝下条、是亦似是非也、所詮當時之為麻不及論、但如此時、存一身正直可隨世者歟、勿言々々、

(A)は基熙が即位灌頂を勤めるのが当然のことながら「我心」を捨てたのは、「院御氣色定可有子細之旨、内々推量」したからであるとし、一条家の相伝は滅亡の時に至つたか、不便々々とあり、(B)に即位灌頂につき院宣を以て実否を確認すること、院が灌頂を受けること、また伝授すること、いづれも「非道」であるとする。基熙の院に対する拭い難い不満と不信感、攝政に対する根強い対抗意識を読みとることが出来よう。院が綱平に即位灌頂を勤めさせることに不安を持ちながらこれに拘つたのも、靈元院・一条冬経と近衛基熙の間には一種の構の如きものがあり、それがこの即位灌頂一件に複雑に絡んでいたからであろう。

(2) 宝永七年の中御門天皇即位灌頂

宝永七年（一七一〇）の中御門天皇即位の時は、攝政近衛家熙（一六六七～一七三六）と右大臣二条綱平（一六七二～一七四五）が即位灌頂を争い、綱平は重服中につき嫡子権大納言吉忠が伝授に当たった。この経緯については、院伝奏東園基長の日記『基長卿記』宝永七年十一月十一日条及び『綱平公記』⁽⁹⁾によつて知られる。まず、前者を掲げる。

今日辰刻、先於朝餉間、有御灌頂之事、二条大納言吉忠公、着束帶奉授之云々、或云、此御灌頂事、近衛家熙攝政可奉授之由被望申、又二条家代々被授申之間、如御代々可奉授之由被申上、頗及相論、雖然累代佳蹟、二条家可奉授之由御治定云々、右大臣二条綱平東山天皇院素服之間、二条吉忠息姫相被奉授、猶被候其側、為見訪之也、頗此風說是非不知之、例雜説、又當時之習、申云々、

即位当日の十一月十一日辰刻に権大納言二条吉忠が朝餉間に即位灌頂を伝授したこと、この灌頂は攝政近衛家熙も望み、二条家も代々受け來つたことを理由に譲らず、ために相論に及んだこと、「累代佳蹟」により二条

家が授くべく「御治定」あった由のこと、二条家の当主右大臣綱平は東山院の素服人数に加えられ服忌中につき、息吉忠が授けることになったこと、等が知られる。なお、「頗此風説是非不知之」とあるが、いずれも事実としてよいものであることは『綱平公記』によつて確認しえる。また「御治定」というのは靈元院の意図を指している。次に『綱平公記』のうちから、治定に至る記事を次に掲げる。

①九条殿へ参、則面談、噂被申候ハ、今度御即位灌頂ノ事、何とやらん
(近衛家附) 摂政勤被申候様物語候由、被申候也、帰候て、(靈元天皇女、美子内親王) 女二宮へ綱平疇申候者
(平出) 仙洞(靈元天皇) へ被參候節、右之様子ニて候条、此儀ハ上(衍カ) 上ノ御存知

之通候間、御願申上度候間、御序ノ刻、御疇被成候様ニ頼申候、尤ニ思召候間、其内摂政へ綱平参、右之段疇度候様ニ可然思召候、御氣色云々、密々ノ儀也、

(宝永七年十月十八日条)

②午刻摂政へ参、則対面、其様者追々御即位珍重ニ存候、就夫即位クワシ・シャウ如何候哉、御存知之通、(綱平) 相勤申候間、御沙汰候ハ、宜頼入存候を申入ル、返答、從大閣(近衛基詮) 申来候事も有之、如何可有之哉、追々相窺(近衛基詮) 目上之御意可有之御返事候、関東々未返事なとも遠方故無之、(中略) 龍帰ル、綱平存候ハ、當職故摂政被相勤候義ニ存候也、併此儀者、仙院などへ被相窺候事存候由、(×故) 綱平存候也、且綱平ハ本所素服候故、旁以摂政勤仕申度儀ニ存、是非候ハ、吉忠も相勤可被申事ニ存候也、諸事六ヶ敷事、具ニハ不書ト云々、

(同二十五日条)

③仙院密々綱平・女二宮兩人被召、被仰出候ハ、此間摂政綱平へ參候哉、其様者如何有之哉可申上之由、申上、灌頂之儀、(近衛基詮) 大閣(大門) 被申越候儀も有之、就其関東へ往復等も有之、其以後(平出) 主上・仙院へも相窺可申進被申候と言上申候也、(平出) 仙院被思召候ハ、成程聞召御望申遣

候、左様ニ候ハ、明日明後日ニも摂政被仰遣候趣旨、代々灌頂二条家ニ相勤候條、願被申上候間、左様ニ被仰出候ト思召候由、被仰出候ト思召候、段々御念比之御儀、忝次第ト云々、且御疇被給候ハ、灌頂ハ後伏見院此方被遊候、九条家ニも一代有之由御覺被成候、二条家ハ代々相勤申候、近衛家ニハ勝手有間敷と思召候、乍然時節唯今將軍家へ由緒有之時分候故、定而大閣於彼方近衛家も相勤、且當職を勤候事ト可被申候ト思召候、自大樹申来候事候ハ、近衛家へ被仰付候様ニ思召候、無左候而者、先近衛家ニハ無候故、なに共被仰付かたく御氣色ニ候間、綱平ニも左様ニ心得可申之様ニト被仰候、

④女二宮今日之為御礼
(平出) 仙洞江被參、御疇被遊候ハ、内々綱平申上候御灌頂之事、近衛摂政江以滋野井宰相公澄被仰下候ハ、二条家代々被申上候ハ、此事ハ内々大閣願候而被申置候、何とぞ
(平出) 思召候、(平出) 摂政御返答ニ灌頂ノ事、摂政相勤候様ニ兼而被申置候、度々関東々も被申越候、且二条家ニハ限り申間敷候、先事前御請難申上候ト御返答被申上候、又以同人被仰下候ハ、此義ハ摂政ニ限間敷候、昔々左様ニ而何も御願被申上可有之候ハ共、此事ハ御代々二条家吉例、其上子細有之候而被仰出候事候間、(平出) 御請之義被申上而、摂政為ニも能候半と思召候ト被仰下候、(平出) 御請義ハ、摂政ハ畏候ハ共、大閣如何被申候哉、尚伺公致候て御前へ罷出候而申上、其上御請之義ハ可申候、御使ハ此義難申上候也、又以同人摂政ハ被仰下候ハ、此義御請候而、其上ニテ御対面被遊候由被仰下候、此由女二宮被候ト伝達候様ニ、(平出) 院御氣色ニ候、

(同二十七日条)

⑤仙院江女二宮被參、則御対面候て、御疇被遊候ハ、此間綱平申上候灌

(同十一月一日条)

頂ノ事、摂政へ仰被遣候へハ、成程畏入候、弥二条家へ被仰出候可然存候ト被申上候、此中之儀ハ沙汰無之候様ニ摂政被申上候、事々此段女二宮ヲ綱平ヘ申伝候様ニ 仙院御氣色ト云々、

(同四日条)

⑥申ノ半刻、^{〔新上西門院〕}女院へ参、^{〔平出〕}仙院ニも御幸被遊、則綱平へ御対面、此間之御灌頂の事、度々摂政へ被仰遣候處ニ、色々被申上及三度候處、大樹ニも其尊有之由、大閣〔平出〕も申來之由、何と程ニ有之哉、風聞候而も不苦候哉、且御吉例候而、二条家へ被仰出候所ニ、近衛家ニ被相願候ハ、上之御為之儀ヲヤメ、自分之事被申上候様ニ、仙院ニも思召候か如何被存候哉ト、滋野井宰相ニ具被仰遣候へハ、成程畏入候、此上大閣〔但〕も如何様ニ申來候共、私能可申遣候と御返答、(中略)本所素服ハ除服ニ候ハ、右府へ被仰出候、先重服ノ事候ハ、吉忠へ被仰出候、

(同六日条)

⑦朝 参、右ノ兩人ヲ以被仰出候者、來十一日御即位灌頂ノ事、吉忠へ被仰出、綱平ニハ後見可申由被仰出、則御請申上、御礼申上退出、刻限之事十一日辰ノ半刻參候様之由也、

(同七日条)

二条家が即位灌頂を伝授することになるのは簡単に決定されたことではなく、ときの執柄すなわち摂政近衛家熙が大閣近衛基熙の意嚮もあって伝授を強く望むなかで、綱平がその室榮子内親王を通して靈元院に働きかけ、院の意嚮により二条家の理運となつたことが知られる。要点は次の通りである。(イ)十月十八日、綱平が九条亭にて今度の即位灌頂は摂政が勤める旨の噂を聞き、室の榮子を通して靈元院に願い二条家で勤めたい旨を申入れる。(ロ)院の了解を得、綱平より摂政へ頼むよう院の指示を内密に受けれる。(ハ)廿五日、綱平より摂政へ頼み入る。摂政の返答は、大閣より申置かれていることもあり、追々意見を伺つた上で返事する、と。(ニ)綱平の考え

では、家熙は当職であること、自分が素服人數に加えられ勤め難い状況にあるにより自ら勤めるとするのであろう、場合によつては息吉忠に勤めさせよう、と。(ホ)二十七日、院が綱平夫妻を召し、摂政の返事は如何であつたかと尋ねられる。(ヘ)院は、灌頂は二条家が勤めるよう摂政へ伝えることを約す。(ト)二条家は代々勤めている、近衛家の勝手にはさせない、但しこの時節は近衛家は將軍家と由緒あり、若し將軍家宣より當職であるから近衛家が勤めるよう朝廷へ申して来たならばそのようにならうが、そうでない場合は、まず近衛家には例もなく仰せ付け難いので、綱平もそのように心得ているようとの院の仰せもある。(チ)十一月一日、榮子の院参の際、院より摂政へ滋野井公澄が遣わされ、二条家が代々灌頂を勤め来つたので、今度もこのようにしたい旨の思召を伝達。摂政の返答は、摂政が勤めるようかねてより大閣より申置かれており、近時も度々江戸の大閣より申して來ていることであり、二条家に限つたことでもなく、すぐに御請けは出来ない、と。院使はまた云う、摂政に限つたことではなく、代々二条家が吉例であり、その上「子細」あつて仰せ出さることである云々、と。摂政は云う、大閣が何というかが問題で、院参して直接申し上げ、院使へは御請は申し上げられ難い、と。(リ)四日、榮子が院に召され、摂政から御請があつたことを綱平へ伝えるよう仰せがある。(ヌ)六日、綱平が女院に召され、そこへ院の御幸があり、摂政の方は異議なく落着し、大閣より如何よう申して來ても摂政より能いよう申遣すという程の返答も得たこと、綱平は東山院の素服人數に加えられ重服につき、吉忠が勤めるよう仰せられる。(ル)七日、綱平は参内し、議奏より即位灌頂は吉忠が勤め、綱平は後見すべきこと、即位式当日の十一日に勤めるよう申渡さる。

中御門天皇への即位灌頂は、靈元院の強い意嚮によつて二条家が勤めることになつたことが確認されると共に、院との連絡には靈元院女二宮の綱平室榮子内親王が当つていたことが知られる。女婿綱平からの願い、女栄

子のためにも、院が二条家に伝授させようとした心情も充分に理解しえ
る。しかし、此度は貞享四年の時に比し、当職であるという点、近衛家は
極めて有利な立場にあり、それに対し二条家当主の綱平は、故院の素服人
数五人の内の筆頭にあり⁽¹⁰⁾、吉事に参与することを慎むべき状況にあり、靈
元院の意図にはかなり無理があつたといわねばならない。

当時、大閻基熙は、女熙子の婿・將軍家宣の招請により江戸下向中で、
神田御殿に在つた。⁽¹¹⁾『応円満院記』宝永七年十月二十四日条に、「今度御灌
頂事、攝政申院之處、有例之御口入、絶言論而已、仍御台へ申遣事等有
之」とある如く、また例の院の「御口入」かと慨嘆し、大奥の熙子に書状
を以て不満をぶちまけたようであり、また摂政の許にもしばく書状を以
て譲るべからざる旨を伝えたようである。京都において即位灌頂一件に直
面している当の摂政より、江戸に在る大閻の方が望みが強く、摂政は靈元
院と大閻との板挟みになつていた恰好であった。大閻が強硬な態度をとつ
たのも、後述の如く貞享四年以来の絡みからであった。

貞享四年に九条・近衛両家より靈元院に家伝の即位灌頂を申入れ、代り
に近衛・九条・鷹司の三家に相伝神妙の旨の院宣を下賜される約束がなさ
れていたことは前述したが、それがどうなつたか検討しておく必要があ
る、『応円満院記』貞享四年五月二十八日条に次の如く見える。

今日退出之時、於御前仰云、先日申上灌頂事、院宣⁽¹²⁾摂政被申所望之
由、其謂者、於一条家灌頂事強不賞翫、成恩寺閔白經嗣⁽¹³⁾其子細被記置
之者也、但於當摂政者、今度乍有伝授不申入御灌頂條、世間人口難義
千万之間、於家伝授有之由可給院宣之由被申之、但於彼家の伝断
絶事、後小松院宸筆在官庫無疑、定而當摂政從^レ反古中被求得歟、然
上者院宣事不可叶条、覩心被思召定也、但切々被望申条、事六ヶ敷之

間、^(九条輔美)先今暫院宣之事可相待之由被仰、仍先畏之由申之、但猶前閔白^(鷹司房輔)曰、
左大将等ニ可被仰之由令申入、^レ下給院宣事、御遠慮之子細一向不得

意者也、先日前閔白・左大将被談此事、若於院宣遲々者、各所存有之
条、三人令相談一決置了、委細事參差難記、

東山天皇即位式より丁度一ヶ月後、仙洞当座和歌会より退出の際、基熙
が靈元院より仰せられたところは、摂政一条冬経が即位灌頂の伝授を受け
ていながら今度灌頂を申し入れなかつたことは、世間でとやかく云われ迷
惑千万があるので、二条家にも伝授ある旨の院宣を賜りたいとのこと。そ
のため近衛等三家へ院宣を下す件は今暫く待つよとの仰せであつたと
いうのである。基熙等は不満を露にし、若し院宣遲々においては、各も
「所存」ありとし、三人で何事かを一決している。しかしその後、本記には
関係記事は見当らないから、恐らく院宣のことは遅延を重ね、院の約束は
ついに反古とされ、宝永七年に至つたものと考えられる。そうだとすれば、基熙が今度は何としても当職である近衛家が即位灌頂を勤めることに
拘つたのも当然であったといえよう。しかし、今度も靈元院はまた二条家
の方に「口入」れし、しかもそれが「御代々二条家吉例」⁽¹⁴⁾という理由に
よつてであった。そのため当然異論が出ることも予想されてであろう、院
はもし將軍家宣が近衛家に肩入れして来たならば受けざるを得ないと考
られたともいう。しかしこれが朝幕間の問題として現実化することは殆ん
どありえないことといふべきであろう。靈元院の強引な手法を垣間見せて
いるというべきであろう。また④の「其上子細有之候而被仰出候事」にも
注目すべきである。靈元天皇が下御靈神社に納めた願文に近衛家に対する
厳しい文言が見られることはよく知られているが、靈元院と近衛基熙のど
こかちぐはぐな関係が、この即位灌頂一件にも投影していると考えるのが
妥当であろう。

(3) 享保二十年の桜町天皇即位灌頂

享保二十年（一七三五）の桜町天皇即位の時は、閔白近衛家久（一六八

七〇一七三七)と左大臣二条吉忠(一六八九〇一七三七)が即位灌頂を争い、二条家が理運となつた。享保十九年六月十九日、来年三月に中御門天皇の譲位、十一月に新天皇の即位があるべく治定。そして二十年十月二十一日には即位習礼も行われた。ときに閑白であった近衛家久は、即位灌頂を勤める心算であったのであらう、積極的に即位灌頂関係資料の書写に精励している。年紀のあるものとしては、享保廿年九月十四日書写の「伝法和尚御記」一巻があり、家伝の資料を集成した三十六丁から成る横帳『即位秘事少々』¹⁴⁾がある。しかし九月下旬に至り、これまで即位灌頂を連綿として勤め来つた二条家の当主吉忠が即位灌頂を勤めたきことを院に願い出る。¹⁵⁾

口状
平出仙洞江被召候而、此間窶置候左府殿被願候儀、先此接町天皇御所江茂言上候ニと、園・難波両卿を以而被仰出候、仍今日以議奏可令言
上と存候、仍内々令申候、此旨可被申入候也、

九月廿七日
諸大夫中
武家伝奏葉室頼胤・冷泉為久が院に召され、この間吉忠より願いのあつたことを禁中へも言上するよう、院伝奏園・難波両卿より仰出さるにつき、早速議奏を以て奏聞する旨を伝えた武家伝奏連署状である。「近衛家文書」の一通で、諸大夫宛であるが、閑白近衛家久に対するものであることはいうまでもない。このような状況の中で、閑白として即位灌頂を勤めることもまた当然であるという意識からであろう、家久は即位灌頂につき次の上奏文を差出している。

(A) 御即位灌頂之儀、從二条家被奉授事、是近例也、倩案朝廷重事、尤執柄臣奉授之先蹟分明而、家久以愚昧身非可及競望、雖然伝來子細

少々注別紙畢、仍言上如件、

家久上

(B) 御即位御灌頂之事、

襄祖太綏冠以来相承、殊後法成寺閑白有校合子細、以来代々所相承也、

御即位之時、当家執柄、於近世建武度基嗣、永禄度前久元前嗣、兩度共、以時儀不快然之子細有之歟、宝永度老父為攝政、此時不及御吟味事、真言秘事、聊通和歌道子細有之事、

後深草院以来叔父執柄仁脉未可有之事、

當時家久非其器量而蒙執柄詔、既十ヶ年漸所欲辭職、近年大礼連續、辱得天慈餘恩致其沙汰、彼是今更難謝申、者伝來之儀、且愚意大概注進、奥二ヶ条、雖無益加之、言上如件、多罪々々、家久頓首々々謹言、

家久上

(A)・(B) いずれも東山御文庫所蔵のものである。¹⁶⁾ 近衛家伝來のものの中に

も各一通同筆のものがあり、他の一通と共に一包されていて、その包紙には「献院トメ」と書付けられているように、これらは近衛家久が中御門院に差出したものである。いうまでもなく前者が原本、後者が案文と認められるものであり、多分九月末～十月中旬の間に差出されたものである。

大筋は、①即位灌頂の儀は二条家より授け奉る事は近例のことであり、朝廷の重事で執柄が授け奉る先例であることは明らかであること。②家久は閑白であるが愚昧の身にて、競望に及ぶべきにもない。しかし近衛家にも伝來している事実を少々別紙¹⁸⁾に注して差上げること。ついで(B)では、③家祖鎌足以来代々相承のこと、当家執柄のとき若干は子細あって授けなかつたこともあること。④真言の秘事にて、聊か和歌の古今伝授に通じるところがあること。⑤後深草院以来、天皇の叔父が執柄のことは初めであること。⑥執柄の器にもあらず詔を蒙り既に十年、漸く辞職する時

と思っている。近年大礼の連続するなか、辱くも天慈餘恩を得て勤めうること今更謝し難いことである。そこで、即位灌頂の伝来するところ、且つ思うところの大概を注進すること。但し、奥二ヶ条は無益のことであるが言上すること。以上である。幾つものことを申し上げているようであるが、要是、(イ)即位灌頂は執柄が授け奉るべきであること、(ロ)近衛家にも相伝がなされていて、授け奉る意志はあること、この二点ということになる。そして「非可及競望」とあるように、一步引いた記載となっていることからすれば、(イ)をあくまで主張するというより、(ロ)に主眼を置いて上申していると考えるのが妥当ではあるまい。

「叔父執柄」について若干説明しておくと、家久が桜町天皇の叔父に当ることを指す。桜町天皇の生母は家熙女の尚子（一七〇二～二〇）、家久の妹である。享保元年（一七一六）十一月十三日入内、同五年正月一日若宮（桜町天皇）を出産、同月二十日薨去。同日院号宣下あって、新中和門院と称される。家久が上申書と即位灌頂に関する家伝の概要を院に差出した後、院がこれをどう扱われたかは不明であるが、家久は中御門院女御の兄、桜町天皇の叔父という近い血縁にあることが却って近衛家に肩入れする形はとりにくい点もあったのではないか。家久は閑白といつても、吉忠も左大臣の地位にあり、年齢も二歳しか違わず、隔絶した状況でも無かったのである。そして二条家より願いが出されている以上、特に事情が無い限り二条家が伝授することに落着する方向にあつたのである。十月下旬には、次のようなことが問題にされている。⁽¹⁹⁾

即位灌頂事

朝廷重事、後代不可限二条家事、
以來為當職仁販、任傳來可奉授事、
雖大臣非當職、一件之儀不可企願事、
（近衛）當家自曩祖以來相承之事、

今度大礼無為存、不競望事、
（祐基）九条・鷹司各成長之時、時宜可申伝事、

端裏書に「享保廿、十、廿三、武家伝奏對談之時、内々附兩卿案」とある。家久の筆跡になる。六ヶ条から成り、①朝廷の重事につき、後代二条家に限るべからざること。②以後は当職として家伝に任せ授け奉るべきこと。③大臣と雖も当職に非ざれば、出願すべからざること。④近衛家は家祖以来相承していること。⑤今度の即位の大礼が無為無事なるを念じ、競望しないこと。⑥九条・鷹司へも成長の暁には、この状況は申伝えたいこと。⁽²⁰⁾すでに家久はこの段階には「大礼無為」を念じる意味から「競望」することを放棄し、二条家が伝授するのは罷むなしと考え、その条件を整えるべく武家伝奏に取扱いを指示していたことが知られる。閑白によりこの意図が示されたことで、ほど二条家に落着することになったといえよう。問題は②と③である。しかしこれは院の諒解も得、二十八日には二条吉忠に伝授させることが院により仰出される。⁽²¹⁾

唯今徳大寺大納言・柳原頭弁自（美憲）院帰参、言上候、即位灌頂之事、
（二条吉忠）左府江被仰出候、此義二条家ニ限候事とは不被思召候、自今連綿理運之義と不被存候様ニと思召候、右之趣、此（徳大寺美憲）御所思召も無之候者、其上ニ而、右之段自（院・天皇）御所被仰出候旨、伝奏（徳大寺美憲）奉行左府亭江參入可申渡之旨候、尤左府内弁之事候間、兼日可有御伝授之由（柳原光綱）ニ言上可仕候哉、先早々窺候、此旨宣令洩申給候也、

（庭田）重孝

諸大夫中

院よりの仰出されたことにつき、議奏庭田重孝が閑白に言上したものである。唯今、即位伝奏徳大寺大納言・奉行柳原光綱が院の仰せを受け参内して伝えるところは、即位灌頂のことは二条吉忠が勤むべく仰出された、但し此義は二条家に限ることではなく、今後も二条家が連綿して勤めるこ

となるとは考えないようになつての二点につき院の思召があり、この趣にて天皇も御同意なれば、以上のことを院・天皇の仰せとして、即位伝奏・奉行が二条亭へ赴き申渡すべきこと、伝授は吉忠は即位内弁でもあるので、兼日に行うべきこと、というのである。

即位伝奏等が一條亭へ赴き申渡したときの詳細は、申渡した本人の日記『実憲卿記』及び『光綱卿記』によつて知られる。院の仰せが出された同日、閔白内覽を経て天皇に上奏され、両御所の仰として申渡されることになる。申渡に当つては、『実憲卿記』に「御請之儀、以書付可被申入之様可申入之旨、被申渡、尤書付之儀、此御所(中御門院)へ可上之由也、」とある如く、院へ

請書を差出させることになつて、実憲等は武家伝奏の立会いのもとに諸大夫に仰せの趣を伝えたが、相待つも吉忠との面謁は無く、丑刻（午前二時頃）にもなり、「以書付御請之儀領掌無之由」を武家伝奏も申すにより、深更に及ぶにつき先ずは帰宅することゝし、仰せの趣を直接吉忠に申入れることなく空しく帰宅する。二十九日、実憲は朝巳の刻平常通り参内し、終日御用を勤め、夕方召により院参。院伝奏より二条亭へ赴き昨夜の趣を申入るべきの下命を受け、光綱を伴い二条亭へ赴く。武家伝奏立会いのもとに吉忠に面謁し、仰の趣を申入れる。返答は、仰出の段は「畏奉」のもの、書付にて御請の儀は「偏ニ可蒙御免之由可申上之旨」の答えであつた。そこですぐ院参して、院伝奏へ言上する。院が聞食されたことを、『実憲卿記』には、「重而被仰出云、御請之趣被聞食候、以書付御請之儀御断之段被願之由、同被聞食候」とある。後の方の「同被聞食候」をどう理解するか、これだけでは確定しにくいが、この時同行した奉行光綱の日記『光綱卿記』にて確認すれば、院は吉忠が書付を以て御請を辞したいことを願つたことを「被聞食」れたことが知られる。院は書付を出させることが、それ以上求められなかつたということである。院へ言上した時にはすでに深更に及ぶにつき、実憲はこの趣を禁中へは書状を以て議奏まで

申入れ、帰宅する。二日とも明け方の帰宅で、「(マノノ第)神心休窟難堪々」という躰であったという。翌十一月一日、朝平常通り参内、吉忠返答の趣を議奏を通し言上する。朔日祝のため吉忠参内するにつき、請書御免のこと院も「被聞食」れたことを伝え、吉忠が「畏奉候、幾重にも宜可申上之由」につき、院参してこの趣を申入れ、再び参内し、灌頂は明日辰刻に伝授あるべきの仰せを吉忠へ伝えている。かくて二日に桜町天皇へ即位灌頂の印明伝授が行なわれた。そしてこれと同日、中御門院より閔白家久へ宸翰消息が下賜された。次に掲げるのはその宸翰消息(口絵2)と家久の請書である。

即位灌頂のこと、重事に候、もとより古例撰闇の授申され候ことに候へとも、近世二條家連綿のことと候、そのうへやんことなき子細の候へは、先左大臣(二条吉忠)へ仰られ候、『近衛家相伝のこととも、くわしくしろしめし候、此度大礼の無異をおもひ給ひ候事、禁中(桜町天皇)へも仰まいらせられて候、猶々九條(神基)・(基輝)・たか司(タカミ)ハをのゝおさなさことにて候程に、かさねて申つたへられ候やうにとおほしめし候、かしく、

(近衛家久)
閔白とのへ

即位御灌頂の事につき、院宣のおもむき、かしこまりてうけたまはり候ぬ、ことには宸筆をそめられ候て拝領のこと、再三頂戴つかまつりて候、誠に当職の『潤重(以下第二紙)』のはしめ、家門子々孫々につたへさふらひての重宝、非類なくそんし候、このたひいへ久つとめさふらへねとも、所存の残し候事さふらへす、御ねんころのおほしめし謝申かたく候、仰のことく九条・たか司にはをのゝをさなく候程に、成長のおりふしつまひらかに申つたへさふらへんとそんし候、当家の伝来のこと、かつハ大礼の無異をそんし候事など、内(桜町天皇)へも仰まいらせられ候よし、一々謹て承り候よし、よろしく御申沙汰たのミ入候、かしく、

いへ久

前者の宸翰消息は陽明文庫、案文が東山御文庫⁽²³⁾に、後者の自筆原本は東山御文庫、案文が陽明文庫にそれべく所蔵されている。ともに一枚続きの散し書き。即位灌頂は元来撰閑の授けることであるが、近くは二条家より連綿して勤めている、已むを得ない事情もあり、左大臣へ仰せられることになった、近衛家相伝のこととも詳しく知らしめしていることである。此度は即位の大礼の無異を思うにより競望に及ばなかったことは、禁中へも仰せられている、なお九条・鷹司は各々幼きにつき、成長の折節よく／＼申伝えるようにとの思召である、との内容である。家久の請書に、宸筆拝領感銘深く、家門の重宝としたい、これにて今度家久が即位灌頂を勤めなくとも所存の残すところ無い云々とある。近衛家に即位灌頂の家伝があることを認めたこの中御門院宸翰消息こそ、近衛家がもつとも望んでいたことであり、靈元院の時の契約がこゝに漸く果されたといえる。但し、靈元院の時には九条・鷹司へも院宣が下賜される契約ではあつたが、いずれも幼少につき近衛家が代表して受けることになったのである。

四 即位灌頂の家の固定化

(1) 即位灌頂の撰家家説と相伝

即位灌頂は二条家が連綿として勤め來つた。しかしながら、これは二条家のみに即位灌頂が家伝として伝承されてきたからではなく、他の撰家も伝承して來ていたものであつた。これまで断片的には触れて來たことであるが、こゝで改めてこのことを具体的に検討しておきたい。

近世以前については確実な史料に乏しいが、近衛家が天皇に即位灌頂の印明伝授を行なつたことはなく、江戸時代にも一度も行なつていない。しかし家説として即位灌頂の秘傳を繼承し、関係文書を伝襲してきていたことは、例えば、慶長十九年（一六一四）七月十九日付の近衛信尹書置六ヶ

条の内に「御即位のくはんしゃう」と見えることでも明らかであり、また前述の如く貞享四年の東山天皇即位の際に、近衛基熙が靈元院に家説あることを力説し、伝授も行つてゐるところである。いまに近衛家陽明文庫には、管見によれば六袋に分散しているが、都合五十七点（五冊・八卷・四十四通）の即位灌頂関係文書が伝襲されていいる。⁽²⁴⁾

そ

れでは、九条、一条、鷹司の各家はどうか。まず九条家について見よう。九条家の即位灌頂伝授の相承について、『道房公記』寛永二十年（一六四三）七月十三日条に次の如く見える。

参前殿下、賜即位灌頂秘書等、後中院閔白昭実、自筆二卷、其奥秘説

一卷秘
説等

以此二卷、去元和四年、前殿下御伝受書也、後中院被加奥書、前

殿下又給予之旨、被加之畢、予伝受事、先年被免之、後慈眼院殿御伝

九条高経

受

一卷
御筆院殿基

又二卷、

筆同御

一卷者次第・秘印等、一卷者経要文等也、

又一卷自元伝家有之云々、古本也、已上皆半切、小卷本也、等給之

畢、家嫡之外子孫雖繁多、不可伝之云々、予幸當其仁相承之、為悦不

少、頗叶祖神冥慮歟、永可伝子孫也、抑此即位灌頂之儀、当家中絶之

九条高経

少、

彼家伝受不
絶承云々

其故者、當時撰政

康道

若年不及伝受之、又前殿下依御所望也、

彼家伝受不
絶承云々

其故者、當時撰政

康道

可返授給由等、被加彼秘書一卷奥書了、仍先年自前殿

下被返授撰政、

公道

其後令授下官給、是当家幸何物加之乎、可秘／＼

兼孝

旨、見明応九年六月廿日後慈眼院殿御伝受御記、其後又断絶歟、後月

九条昭実

輪禪閣無御伝受之由被仰了、爰前殿下

幸家

自後中院殿下被伝之、

＼、

内容の要点を纏めておこう。①即位灌頂の伝授を記主道房（一六〇九）四七）が父幸家（一五八六・一六六五）より受け、秘書等を譲られたこと。②その秘書とは、二条昭実（一五六六・一六一九）自筆の二卷と九条尚経（一四六八・一五三〇）が伝授を受けたときの父政基（一四五五・一五一六）自筆の二卷であること。③前者は元和四年（一六一八）に幸家が

昭実より伝授を受けた際のもので、昭実の奥書があり、道房へ贈与の幸家

奥書が加えられているものであること。^④かかる伝授は嫡子相承にて永く子孫に伝うべきものであること。^⑤当家で中絶のことは、明応九年（一五〇〇）六月二十日の「^(九条尚経)後慈眼院殿御伝受御記」に見えること。^⑥尚経のちまた断絶し、尚経息植通（一五〇七～九五）の養嗣子兼孝（二条晴良長子、一五五三～一六三六）は伝授を受けいなかつたこと。^⑦そこで幸家は叔父の二条昭実から伝授をうけたこと。^⑧二条家でも昭実の息康道（一六〇七～六六）が若年のため伝授が及ばない状況であったこと。^⑨康道の成人ののち返し伝授をすべく、彼の秘書に奥書を加え与えられたこと。^⑩そこで先年幸家より康道へ返し伝授がなされ、こゝに道房への伝授がなされたこと。以上である。

九条家にも即位灌頂の秘伝が伝承されていたが、兼孝の時には中絶していたので、幸家の時に二条昭実から伝授を受けたこと等が知られる。二条家としても嫡子康道が若年であったので、返し伝授をさせることを意図したものであった。因みに康道は十二歳であった。また、幸家より康道への返し伝授は「先年」とあるのみで、年次は明らかにされていないが、明正天皇の即位灌頂は康道が勤めているから、即位のあつた寛永七年（一六三〇）九月十二日以前のことであつたまでは判る。それよりこの時点まで少くとも十三年を経ることになるが、この段階で幸家が道房に伝授を行なつてゐるのは、近く新天皇の践祚・即位があることを想定したことであつたに相違ない。因みに、後光明天皇が践祚するのは二ヶ月半余のちのことであつた。

次に鷹司家について見よう。東山御文庫所蔵のものに次の鷹司房輔覚が
⁽²⁵⁾ある。

（鷹司兼平）
称念院閔白以来、即位灌頂相承、後中比断絶、雖然從妙有真空院房輔
相伝、所令中興者也。

房輔上

これは、靈元院に上申したもので、その関連史料から貞享四年（一六八七）のものと推定される。鷹司家では初代の兼平（一二二八～九四）から相伝していたが、途中断絶したので、房輔（一六三七～一七〇〇）が近衛尚嗣（一六二二～五三）より伝授を受けたという。これについては、尚嗣の息基熙の『^(近衛尚嗣)応円満院記』貞享四年四月十六日条に次のように見える。

妙有真空院閔白病氣危急之日、前二日十七日之事也、此事後水尾仰云、灌頂之事、為朝廷之大事之間、鷹司家為一門上者、可有相伝之旨被仰下、雖被辭申、再三之仰、依難默止、被伝鷹司家房輔公、畢、是依為家嫡相承一大事、基熙于時、幼少之間、深秘・口伝等為令無恙、強而被仰下子細也、

承応二年（一六五三）七月十七日、尚嗣薨去の二日前、後水尾院より即位灌頂は朝廷の大事であり、鷹司は近衛の一門、息基熙は六才の幼少であるから、深秘・口伝が恙無いよう、一旦これを房輔に伝えるよう再三の仰せがあり、相伝されたといふのである。

（26） それでは一条家ではどうであつたろうか。基熙は次の如き覚書を遺している。

一条家即位灌頂断絶之事

内大臣内実、早世、芬陀利花院閔白内經、以後断絶、而前閔白經通、逢桓豪僧正被尋問之、此時金輪トマテハ申之、於正伝受無其儀、

右、以家秘記書出了、

基熙

これによれば、家祖実経（一二二三～八四）の孫内実（一二七六～一三〇四）が早世により、その息内経（一二九一～一三三五）以降は相伝が断絶し、内経の子経通（一三一七～六五）は寺家の説を受けたが途中までで正伝を受けないとする。典拠として掲げる「家秘説」については不明であるが、すでに経通の段階には中絶していたことは、例の冬良の識語を

有する兼良撰『即位灌頂印明由來事』⁽²⁷⁾に、経通の養嗣子経嗣（一三五八）⁽²⁸⁾、一四一八）が二条良基（一三二〇～八八）から伝授を受けたことを明記していることからも疑いを要しないところであろう。そして経嗣—経輔—兼良—冬良と順次相伝されたのであろうが、その後については明らかでない。貞享四年の東山天皇即位の際、攝政一条冬経が家伝あることを主張し、近衛基熙・鷹司房輔・九条輔実等が冬経は「未伝授」ということで認識し、これを除外して種々の相談を進めているから、すでに伝授は中絶していたと考えるのが妥当であろう。但し、冬経としてはこのことを認めてはいなく、「今度乍有伝授、不申入御灌頂」⁽²⁹⁾というように主張していたことは前述の通りである。

(2) 桜町天皇の即位灌頂伝授

二条家は執柄ならずとも幾度かの争論をくぐり抜け即位灌頂を勤め来つたのであるが、秘説の相伝、秘書の伝承も決して安泰のものではなかつた。時には家説の相伝も危ぶまれることも幾度があつた。二条家では当主が割合いに早死にすることが少くなかったことがその主要な原因であるが、その際二条家の相伝を預つたのが九条家であった。その一端を、貞享四年（一六八七）の東山天皇即位大礼の節、九条家にも即位灌頂の家説の相伝があることを靈元院に上申した、四月二十一日付の「御即位神契的伝事」と題する九条輔実の書付に、次の如く見える。⁽²⁹⁾

一、故太閤幸家⁽³⁰⁾・前左府兼晴⁽³¹⁾、被申趣者、御即位大事者、專以神契口伝為肝心之秘事也、是故不受口授之人難勤仕之、又不帶文書之人、尤其作法難勤之儀⁽³²⁾也々、當家者元祖的伝相承來而、月輪殿⁽³³⁾下・後京極攝政・光明峯寺以來⁽³⁴⁾、至今代々的々面談口伝不斷而、文書・旧記相具來矣、恐是朝廷輔佐之忠功、且為家門祖神之冥助者歟、將又二条家之即位伝來之文書等、悉以後中院公⁽³⁵⁾自筆文書被伝于故太閤、幸家、其時當家

神契之口伝、彼家無相伝之異儀知之矣、疑是、彼家元祖從当家光明峯寺⁽³⁶⁾彼家元祖為光明峯寺之次男、伝受之時、此大事被漏之者歟云々、先年二条家之文庫回禄矣、其後故左府兼晴⁽³⁷⁾、病危之時、光平公有來臨而、彼家伝來之御即位文書等悉燒失畢、既無文書而口伝作法、且無覺束之間、自前代因兩家相統之由緒、此大事互以融通而無斷絕可相伝之旨被示合而、彼家之相傳自筆文書等悉被伝授于故太閤、以其文書又被授于故攝政康道矣、其文書等有恩借、可相伝于彼家之懸望被申之時、故左府返答、急病難及言談、件大事者委伝置于嫡男⁽³⁸⁾下官⁽³⁹⁾、其家督者幸舍弟綱平、為成長之後、期其根機之熟時、如先人之遺言、經奏聞可相伝之旨申置之間、可被心易之由被申之、即其趣被遺言于下官訖、

内容を纏めておこう。①曾祖父・父が申された事は、即位の大事は専ら神契口伝が肝心の秘事にて、この故に口授を受けずして勤め難いこと。⁽⁴⁰⁾また文書を帶びなければその作法を勤め難く、九条家は元祖以来代々面談口伝を伝え、文書旧記を伝來し来つたこと。⁽⁴¹⁾二条家伝來の即位灌頂文書も悉く二条昭実自筆を以て九条幸家に伝えられたこと。⁽⁴²⁾その時当家神契の口伝は二条家には相伝されていないことを知つたが、恐らくこれは元祖二条良実が九条道家より伝授の際に脱漏したことによろうこと。⁽⁴³⁾延宝三年（一六七五）に二条家の文庫が回禄し、伝來の即位灌頂文書等は悉く焼失したこと。⁽⁴⁴⁾その後九条兼晴が病氣危急の時（延宝五年）、二条光平が來亭し、文書等を焼失し口伝作法のみでは覚束ないので、前代より両家相続の由緒により、即位灌頂の大事を互に融通して断絶ないよう相伝したい、昭実のとき幸家に相伝した文書は康道に伝えたが、また借用して二条家に相伝したい、と懇望されたこと。⁽⁴⁵⁾兼晴返答するに、件の大事は嫡男輔実に伝えたので、輔実弟の二条綱平が成長し然るべき時に、先人の遺言もそうであった如く天皇へ奏聞した上で相伝する旨を申置くので心易くされたいと申されたが、確かにその趣は自分にも遺言があったこと。以上

である。これによつて知られるように、二条昭実が九条幸家に伝授したことにより、二条康道へ返し伝授がなされたのみならず、文書旧記をも逆移入するをえたのである。二条・九条の両家が互に融通して断絶のないようにならうことであったが、最も便宜を蒙つたのは二条家であったようである。二条家伝來の即位灌頂文書の中に、九条輔実の息尚実の文書が多数に存するのはそれを端的に物語つている。

しかし、二条家に当主の早死にが続ぎ危機に瀕することがあったこと、そのことが却つて貴重な文書を遺すことにもなつた。桜町天皇宸翰五点もそのような事情による。前述の如く二条吉忠は享保二十年の桜町天皇即位の際に即位灌頂を伝授したが、その三年後の元文二年（一七三七）八月三日に四十九歳で薨去、翌三年六月十八日に息の右大臣宗熙も二十一歳で薨去した。そこで宗熙の家督は九条幸教の子宗基（一七二七～五四）により相続された。同年八月十三日のことである。そして桜町天皇より即位灌頂は二条家が専ら伝授すべき旨の宸翰を宗基に賜つたのは、その四ヶ月後のことである。〈文書3³⁰〉がそれである。内容は、(イ)即位灌頂は朝廷の重事であり、後三条天皇即位のとき成尊法印が授けたのがその初めであること。

(ロ)伏見天皇即位のとき執柄二条師忠が授けて以来、代々二条家のみが授けて来たこと。(ハ)近衛・九条・鷹司もみな伝來あるが、即位のとき執柄であつても二条家の他に授けた例はないこと。(シ)「後小松院御記」に云うところは、甚深の口伝は二条家の外ではなく、二条家が模範であること。(ホ)二条家の例は、執柄、大臣、前官、当官、納言みなあり、これまでに例は無いけれども雲客とても主上に授けて支障ないこと。(タ)二条家に伝授ない時は主上が伝え、主上伝受以前であれば上皇が伝えらるべきこと。(ト)二条家は中絶ののち伝受ない由は「後小松院宸記」に見えること。この宸翰の眼目は(ホ)及び(タ)にある。二条家の即位灌頂伝授の経緯をふまえ、即位灌頂伝授は二条家が勤めるべきことを勅を以て規定したものである。こゝに即

位灌頂の家二条家が名実ともに成立する。

この宸翰が下賜されるに至る事情を伝えるものは遺されていない。たゞ、桜町天皇后の舍子は吉忠の女であることは注目してよからう。舍子（一七一五～九〇）は、吉忠の次女で、宗熙の姉。生母は前田綱紀の女子。十九歳にして東宮御息所となり、元文元年（一七三六）入内（成化十二年）、五年五月二十五日從三位、同二十七日准三后、八月三日姫宮出産（ノチ後接）、延享四年（一七四七）五月二十七日立后、寛延三年（一七五〇）六月二十七日院号宣下（青綺門院）、寛政二年（一七九〇）正月二十八日に七十五歳で崩御。また、吉忠の生母は靈元天皇女二宮の栄子内親王（一六七三～一七四六）であったことは先にも述べたところである。〈文書4〉

は、二条家に即位灌頂を末長く伝えるようにとの桜町天皇宸筆和歌懐紙であるが、これは栄子に賜つたもので、栄子が吉忠亡きあと二条家の中心的存在であったことによろう。これらのことと併せ考えると、二条家の将来を案じた栄子が恐らく舍子を通して桜町天皇に懇願するところあり、宸翰の下賜となつたのではないかと推測される。

桜町天皇より宗熙への返し伝授は、延享元年（一七四四）三月十日になされた。このことを文書にして証とするため宸筆を染め下賜されたのが〈文書5〉である。「猶幾久しく子孫はん榮候て、代々の帝王にさつけられ候やうにと、祝おもひ候」とことさらに記すことによつて、〈文書3〉で示された趣旨を敷衍し、即位灌頂の家としての二条家の地位を更に確乎たるものにされたといえよう。なお、この伝授に関しては当時の日記類に関する連記事が見られる。

(1)未刻予参_(関白)内_(二条兼香)招前源大納言、伺_(桜町天皇)天氣而、參_{御前}

一、即位灌頂右大臣御伝授之事、貞享四年綱平公へ從_(二条宗基)靈元院御伝授

之通ニ、十日・十六日之間可被伝旨仰、仍而十日可然由仰也、

〔『兼香公記別記』延享元年三月四日条〕

- (2) (二条宗基)右大將入來、即位灌頂御伝授被仰出御礼也、貞享四年從靈元院
綱平公へ御伝授之通也
- (3) 昨蒙勅時宜書加而、貞享四例重而可為注置歟、
- 即位灌頂印明由来事
- 後三条院治暦四年七月廿一日即位之時、成尊法印仁海僧正授申主上、
仍着御高御座之時令結——印給之由、見匡房卿記、是濫觴也、(下略)
- (4) (二条宗基)右大將入來、此日即位灌頂、自主上先年吉忠公被伝授之趣、被返下之礼也、
- (5) (二条道香)午下刻右府參内、招八条前宰相議奏、隆英伺天氣而參御前、
一近衛家ヨリ即位灌頂、先年家久公より密々伝授候、其伝可返旨、
(近衛内前)密々内府被申候故、密々可被伝由也、仰之趣、予ヘ可申旨言上、
- (6) (内前)明日近衛家へ即位灌頂之伝被返之故、自今晚一夜御神事之由被申也、
- (7) 享保御即位時、吉忠公被奉授(二条)上皇、御宇延享元年三月十日、令復伝於内大臣宗基公給、
- (8) (八槐御記)延享四年九月二十一日条
- 纏めれば次の通り。①伝授日は三月十日と十六日の内とされたが十日となつたこと。②貞享四年靈元院より二条綱平への返し伝授の例に倣つたこと。③桜町天皇は先年近衛家久からも密々に伝授を受けていたこと。④家の久の息内前の望みに任せ、同月二十九日に密々に返し伝授を行なつていること。この内、注目すべきは、③と④である。家久が元文二年（一七三

七）に五十一歳で薨去したとき、嫡男内前は十歳という若さであった。家久は近衛家の家説が絶えることを危ぶみ、桜町天皇へ伝授して内前への返し伝授を願つたものと推測される。この延享元年には、宗基は十八歳、内前は十七歳。同じ時期に返し伝授がなされているわけであるが、二条家を先にし、いわば公式に行われた如くであるのに對し、近衛家のそれは「密々」であったことの相違は重要であろう。即位灌頂において二条家が格別の家となつてることを意味していよう。

それより三年後、延享四年九月二十一日に桃園天皇の即位大礼が行なわれる。この時は執柄は摂政一条道香であつたが、内大臣二条宗基が「家例」と称して即位灌頂を勤めた。議奏広橋兼胤の『八槐御記』延享四年九月二十一日条に、次の如く見える。

即位灌頂之儀者、着御々礼服之後、内大臣被授申、從御後參紫宸殿、
於高御座丑寅壇下、被勤御手代、抑御灌頂之事、後三条院御時、
清尊法印授申之、其後時々有之、近代連綿有、此事真言師秘事而、非執柄家重事之儀、於二条家者、殊被執之、今度内大臣称家例、甚被申、恐悦不知其意事也、又近年動撰閑人々与二条家御相伝之事競望及確執、不可說儀也、弘安十一年三月廿三日、竹中左府記云、道耀僧正東寺前長者、前大僧正語云、此事自内裏有御尋、即注進所存了、金輪王駄金剛界大日印像、着御高御座之後、有此事云々、

近年は執柄が二条家と相伝のことと競望し確執に及ぶことを、「不可說議也」と批判しながらも、二条家が「家例」と称して伝授を主張することは快しとはしないというものが、公家社会の一般的な認識であったのである。

宗基の代に即位灌頂の家として公的に位置づけられた二条家であったが、宗基及び息重良（一七五一～六八）はいずれも早世したので、二条家伝來の即位灌頂伝授文書等は、二度に亘り九条家へ預けられた。宝曆四年

(一七五四) 正月、右大臣二条宗基は病氣危急に陥る。十四日、朝廷ではこの報を受け、万一の事あつても踏歌節会は行なうべきこと、宗基に実子はあるが、非摂関昌孫にて相続の例なきにより、九条尚実（一七一七、八七）を猶子にして相続させる案が議される。そして「二条家伝授之筥」に尚実の封印がなされたことが、『広橋兼胤公武御用日記』宝暦四年正月十六日条に見える。またこの伝授筥は女院（青綺門院）に預け置かれたことは、〈文書24〉によつて知られる。なお、朝廷での審議の結果、摂関家は格別のこととされ、重良は二条家の家督と公認された。重良とその弟で家督を継いだ治孝（一七五四～一八二六）は、共に尚実より即位灌頂の伝授を受けるが、前者は宝暦十二年（一七六二）十一月四日のこと、後者が明和八年（一七七二）二月一日のことであった。〈文書23〉〈文書26〉はそれを示すものである。かくて、二条家は幾度かの危機を乗り越え、即位灌頂の家であり続け、弘化四年（一八四七）の孝明天皇即位大礼において二条斉敬が即位灌頂を勤める。これが天皇への即位灌頂の印明伝授の最期であつた。

おわりに

以上、縷々述べてきたが、すでに紙幅の余裕もなくなつたのでこれまでのまとめは省略するが、改めてこのような貴重な文書が一括して遺されたことに感慨を覚えると共に、課題として残された問題も多いことを痛感する。即位灌頂は即位大礼において如何なる意味をもつたのか、仏家の説、摂家の説の関連と変容、二条家が即位灌頂の家として固定化したこと、本来の即位灌頂にどう影響を与えたのか、与えなかつたのか等である。

〔注〕

- (1) 摂稿「三藐院記解題」『史料纂集 三藐院記』、続群書類從完成会、一九七五年
(2) 摂稿「即位灌頂と二条家（上）」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第八号、一九九八年）一〇一頁参照。

- (3) 東山御文庫勅封六六番四一一。冊子本は、表紙檀紙、本紙雁皮紙、本紙墨付一三丁、白紙四丁。縦二〇・一×横一四・五センチ。若干日付の記載に誤りがあり、二十一日は二十二日の誤記、二つある二十三日は後の分が二十四日の誤記である。抜書一紙は楮紙、縦三一・一×横四二・四センチ。

- (4) 自らのことに敬語等を用いることに関連して訂正しておきたいことがある。

- 「即位灌頂と二条家」（上）で掲げた〈文書5〉の「桜町天皇宸翰女房奉書」は女房の奉ずる消息から発した形式ではあるが、所謂「申せとて候」の文言が無い理由により、「桜町天皇宸翰消息」と訂正したい。口絵も同様、尚、貢数九四頁は九二頁の誤り。横四六・八センチは九三・六センチの誤り。

- (5) 御物の翻刻及び写真掲載（二点）につき、宮内庁侍従長渡邊允氏より格別の高配を頂き許可を得た（宮内侍発第七二八号）。記して深謝の意を表します。

- (6) 貞享四年四月十六日、二十一日～二十八日、五月二十八日に関連記事がある。
(7) 印明は印相と明呪（眞言）であるから、「印相・眞言」とすべきところである。

- (8) 二条綱平御即位灌頂披露状、勅封六六番四一九。なお、二度目のものは、『靈元院宸記』貞享四年四月二十七日条に所載。書直しの主な部分は次の二ヶ所。「綱平依幼年不詳之處」→「綱平依幼年無覓束存候處」、「任家例綱平可申入之旨」→「任慶長之御吉例、綱平可申入之旨」。

- (9) 〈文書27〉「即位灌頂と二条家」（上）、八九頁。

- (10) 『公全公記』宝永六年十二月二十七日条。

- (11) 近衛基熙は宝永七年（一七一〇）四月十三日江戸着府以来、まる二年間在府

し、正徳二年（一七一二）四月十一日帰洛の途に就いた。

- (12) 「綱平公記」宝永七年十一月一日条。
- (13) 「靈元上皇宸筆御祈願文」、例えは、出雲路通次郎著『大礼と朝儀』（臨川書店
復刻版、一九八八年）の口絵に掲載。所功の解説がある。高埜利彦「江戸幕府
の朝廷支配」（『日本史研究』三一四、一九八八年）。
- (14) 「近衛家文書」四〇三三七号、四〇三三八号。
- (15) 「近衛家文書」二〇六四六号。
- (16) 東山御文庫所蔵、勅封六六番四一四一一、六六番四一四一。
- (17) 「近衛家文書」四〇三三三号、四〇三三四号。
- (18) 東山御文庫に、家久筆になる「御即位灌頂之事」他八点ほどが伝存する。勅
封六六番四一三。
- (19) 「近衛家文書」四〇三三二号。
- (20) 時に、九条稙基は十一歳、鷹司基輝は九歳。
- (21) 「近衛家文書」四〇三三六号。
- (22) 「近衛家文書」四〇三三〇号、宸翰の包紙上書きに「仙院宸翰／享保廿十二
閏白家久」とあり、内側の記載に「享保廿十二令押領 勅書／家門永可重
宝者也／閑白家久」とある。なお、近衛家久請書案文は四〇三三一号。
- (23) 宰翰案文は勅封六六番七一四、家久請書は勅封六六番七一二。
- (24) その内の多くは、東京大学史料編纂所架蔵の「近衛家文書九（即位灌頂書
類）」（三〇七一・六八一五一九）に収載。
- (25) 勅封六六番四一四一二。
- (26) 「近衛家文書」四〇三一三号。
- (27) 内閣文庫所蔵、架番号一四五一七五一。「近衛家文書」一一八〇七号。
- (28) 「応円満院記」貞享四年五月二十八日条。
- (29) 東山御文庫所蔵、勅封六六番一四一四。
- (30) 「即位灌頂と二条家（上）」口絵参照。

「靈元院宸記」

凡例

一、翻刻に当つては、原則として常用漢字を用い、読点()並列点()を施し、抹消文字・挿入文字・校訂者の加える文字等の扱いは、一般的の校訂の通用に従うこととする。

一、原本の丁替りは、紙面の終りに当る箇所に「」を附して示し、且つ新紙面の行頭に、その丁附及び表裏を(1)(2)の如く標出した。

(表紙ウ)
此中可書入事共
自九条家文書。写事、二条家不同心事。
(一条家経)

攝政分書進勅例

後小松院宸記之物之事共
二条家伝來候記二条家持參、

二条家書状兩度、

貞享四年四月十六日、左府近衛基熙前関白依招入來、鷹司房輔左大將暫而入來、是亦

依招也、抑今度即位灌頂之事、兼而攝政被申云、此儀、每度自二条家申入事也、然而亞相已前之例為一ヶ度無之、又雖為當職自他家申入之

例、是又為一ヶ度無之、此間之儀可有如何哉、於伝授者一条家伝來之

間、於有仰者可申入、且強而非望申儀、古來於家不執申云々、勘例持參、伏見院已來之例也、即位之度々二条家、多者當職、或者前攝政、

閔白、或者亞相也、称光院之時、閔白經嗣依有所存、不被授申云々、於二条家者于時大納言等、其時不及御伝授之沙汰云々、是攝政言談之趣也、以此趣、尋問於左府已下之所存、各被申候者、於二条家。每度

被申入之儀、畢竟不審之至也、於各方面自先祖之伝來、不斷絕」至于今相続、然者限于二条家之条、其子細不分明、若者代々為將軍家之養子之間、以其好自武家執申儀有之而、其後代々勤仕之事歟云々、於今

日必限于二条家之条於御沙汰者、攝家一同難儀之至也、但以吉例被仰候于二条家之旨於院宣者、於有事哉云々、寛文之吉例被仰候于二条家之旨於院宣者、於有事哉且、任槐已前之儀者雖為初例、有何事哉云々、寛文之吉例被仰候于二条家之旨於院宣者、於有事哉且亦於近衛・九条両流者の々之伝來異于他、於鷹司一者中絶之處、妙近

有貞空院閔白之末期、依後水尾院仰、被伝鷹司家、自前閔白被返于左府近衛基熙云々、依之於三家者。相伝、於一条家者可為未伝授之旨、左相府言

談、此外各種之有言談、仍而又尋問云、然者自二条家可被申入之旨可仰之、就之而二条家故攝政薨去之時、甚幼稚、今以若年之間、自然覓誤之義可有之乎、先年即位」之時自光平公相伝之趣、令校合之上、被

申入者可有如何哉之旨相談、各一同尤之由被返答、此次又種々及言談、灌頂之事、二条家之外雖撰家無知人旨、世上之人相存歎敷之由、各被談之次、二条家相伝之趣於被聞召者、各代々相伝之趣可被申聞、於其上者、相伝分明之旨、三家へ可給院宣哉云々、尤得其意趣之間、兩其之趣各被書進之上於有相伝者、不及院宣之旨契約了、於一条家可為未

伝授之間、此儀不可有漏脫披露之旨、左府各被示合、及深更各退出、十九日、二条大納言依招入來、即位灌頂之事、光平公薨去之節幼稚之儀被辭之間、是(×非)畢竟無他之儀、非他之子細、自然相伝之趣於有紛者、第一

主上之御為、且者為二条家以外之大事也、不依先例之有無可被申聞候、於其上者、時節此度自二条家被申入之儀、可有治定之由談之、於是漸有同心而、退出、

入夜新上西門院鷹司房主女院被來云、二条大納言云、今日依召院參之處、被仰下候趣、先

雖令領狀、申入于仙洞之儀先例無之間、雖申入之、直可申入于主上之由、達而被申云々、以外之儀也、明日可被參于女院之旨、早速自女院可被申、于二条家、前閔白同時可有參于女院之由、可被申達之旨仰也、

廿日、攝政入來、依契約、一条家相伝之趣」具被申聞、祝着之由謝

(2ウ)

(3オ)

(4ウ)

(5オ)

(2オ)

(1オ)

(1オ)

(2オ)

(3オ)

(4オ)

(5オ)

(7)

而」捧胸歎之由覺悟之旨談之、攝政云、禮服之時之儀不慥知之云々、廿三日、即位習禮之間、參于內裏、主上着御礼服之間、攝政并左大臣等令言談、主上出御之間空手也、被置空手之處何方之由尋問之、攝政云、如尋常云々、仍而仰云、寬文度之儀、依幼少不慥、合左右之袖

(7)

事共也、依是被辭申事、且者尤之至、千万笑止之儀也。○仍而先年自光平院宣、可令祝着云々、依為幼年之時、不慥、粗其時宜等物語了、猶文書等有懇望于九条家、可被写之由仰含之、

(6)

廿一日、二条大納言入來、自光平公相伝之趣」^(符力)之趣言談、以外無^(途)事可有^(懇望)乎、但其実者未伝授之至也、文書之事可有^(懇望)乎、於九条家條仰含之由令言談、各契約之書付持參之間、一々令被見之処、自九条家書進之趣、二条家^(者)之傳授九条家預置候、綱平卿成長之後、於有懇望者可返之由、光平公与兼晴公契約之由有之、然共綱趣、被尋問」之間、先以^(被開置旨有之歟)被開置旨有之歟^(相伝乎)但其実者未伝授之至也、文書之

事可有^(懇望)乎、於九条家條仰含之由令言談、各契約之書付持參之間、一々令被見之処、自九条家書進之趣、二条家^(者)之傳授九条家預置候、綱平卿成長之後、於有懇望者可返之由、光平公与兼晴公契約之由有之、然共綱趣、被尋問」之間、先以^(被開置旨有之歟)被開置旨有之歟^(相伝乎)但其実者未伝授之至也、文書之

(5)

事可有^(懇望)乎、於九条家條仰含之由令言談、各契約之書付持參之間、一々令被見之処、自九条家書進之趣、二条家^(者)之傳授九条家預置候、綱平卿成長之後、於有懇望者可返之由、光平公与兼晴公契約之由有之、然共綱趣、被尋問」之間、先以^(被開置旨有之歟)被開置旨有之歟^(相伝乎)但其実者未伝授之至也、文書之

(5)

事可有^(懇望)乎、於九条家條仰含之由令言談、各契約之書付持參之間、一々令被見之処、自九条家書進之趣、二条家^(者)之傳授九条家預置候、綱平卿成長之後、於有懇望者可返之由、光平公与兼晴公契約之由有之、然共綱趣、被尋問」之間、先以^(被開置旨有之歟)被開置旨有之歟^(相伝乎)但其実者未伝授之至也、文書之

(7)

廿六日、未刻二条大納言入來、即出于書院、對面、即位灌頂依可令相傳也」先相尋云、契約之書札有持參哉否云々、被申持參之由、即自懷中取出也、被見候処、以外之旨趣、言語道斷之儀也、仍而於加此所存者、且以難令相傳、若不及今日不相傳者、今度之儀可仰弥人々之任仰旨可書進歟、若不然者、誰及相伝之由、頻仰之處、令迷惑之由被申之、早速任仰可書進之云々、則仰含^(於左府)其旨趣之後、被認改」其趣、

廿六日、未刻二条大納言入來、即出于書院、對面、即位灌頂依可令相傳也」先相尋云、契約之書札有持參哉否云々、被申持參之由、即自懷

中取出也、被見候処、以外之旨趣、言語道斷之儀也、仍而於加此所存者、且以難令相傳、若不及今日不相傳者、今度之儀可仰弥人々之任仰旨可書進歟、若不然者、誰及相伝之由、頻仰之處、令迷惑之由被申之、早速任仰可書進之云々、則仰含^(於左府)其旨趣之後、被認改」其趣、

廿六日、未刻二条大納言入來、即出于書院、對面、即位灌頂依可令相傳也」先相尋云、契約之書札有持參哉否云々、被申持參之由、即自懷

中取出也、被見候処、以外之旨趣、言語道斷之儀也、仍而於加此所存者、且以難令相傳、若不及今日不相傳者、今度之儀可仰弥人々之任仰

旨可書進歟、若不然者、誰及相伝之由、頻仰之處、令迷惑之由被申之、早速任仰可書進之云々、則仰含^(於左府)其旨趣之後、被認改」其趣、

廿六日、未刻二条大納言入來、即出于書院、對面、即位灌頂依可令相傳也」先相尋云、契約之書札有持參哉否云々、被申持參之由、即自懷

中取出也、被見候処、以外之旨趣、言語道斷之儀也、仍而於加此所存者、且以難令相傳、若不及今日不相傳者、今度之儀可仰弥人々之任仰

旨可書進歟、若不然者、誰及相伝之由、頻仰之處、令迷惑之由被申之、早速任仰可書進之云々、則仰含^(於左府)其旨趣之後、被認改」其趣、

(8)

廿三日、二条大納言依招而入來、仰云、先日之趣甚以相違之間、於有懇望者、覺悟之趣有御相伝之由仰之、祝着之由也、然者來廿六日可有入來、且又此度自仙洞具蒙相伝祝着之由、可進書札之由仰之、聊雖不同心之氣色也、仍而共以不知此儀、然者灌頂之義相伝無覺束者乎、

廿三日、二条大納言依招而入來、仰云、先日之趣甚以相違之間、於有懇望者、覺悟之趣有御相伝之由仰之、祝着之由也、然者來廿六日可有入來、且又此度自仙洞具蒙相伝祝着之由、可進書札之由仰之、聊雖不同心之氣色也、仍而共以不知此儀、然者灌頂之義相伝無覺束者乎、

廿三日、二条大納言依招而入來、仰云、先日之趣甚以相違之間、於有懇望者、覺悟之趣有御相伝之由仰之、祝着之由也、然者來廿六日可有入來、且又此度自仙洞具蒙相伝祝着之由、可進書札之由仰之、聊雖不同心之氣色也、仍而共以不知此儀、然者灌頂之義相伝無覺束者乎、

(9)

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

(8)

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

廿五日、九条大納言^(申)左大臣入來、先自九条大納言令對面、^(相伝之趣被申)其後退出^(也)也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、次九条家之^(于)相傳之趣被申入也、^(也)次左對面于左府、近衛家相伝之趣被申入、祝着之趣仰之、暫而退

貞享四年歲次丁卯四月廿六日

權大納言藤原綱平判

東園中納言殿

(重奏) 東園中納言殿

(13才) 右之旨被書進之後、具令相伝了、但、當印明一、真言一也、於相伝
之趣者、不記之、寛文之後相伝被申候時、宣等具令相伝了。（近衛大臣・前閑白・右大臣・内大臣）
(12才) 至如（輔美）此家家之秘說為一身如此聞集之儀、雖往昔之帝王（後院）曾以不可有
之、祝儀至極（輔美）之由懇仰之、各畏存之由被申候、且家々之秘
說各被申之儀祝着之至、雖往昔如此事各相伝之趣被申入儀、祝着之
由（輔美）仰（日又）至（日又）此家家之秘說為一身如此聞集之儀、雖往昔之帝王（後院）曾以不可有
之、祝儀至極（輔美）之由懇仰之、各畏存之由被申候、且各累代相伝有之義
奏達之處、被為聞食之条、為本懷之由各被申之、又二条家書札各披
見、一同珍重之由被申之、又仰云、家々言說雖為神妙、今度自以佳例
自二条家被申入之間、九条家被申入處之二条家之流、寛文度（後院）自是心
院撰政被申入之趣令校合、以其無相違之間、以其趣、今日具。二条家
家之由、言談也、即二条家之書札各及于披見、凡今度之義時宜逐一珍
重之由、各一同被申之、後暫而退出、深更之後前閑白被參于女院、即
行向于女院、對談、被申云、先刻之時宜珍重、然者、二条家書進之
内、家例之条如何、似限于二条家、（如有）御沙汰之、以慶長之例之由可
被改哉、近衛・九条家之所意一同云々、且又不詳之二字被改之、無覧
束之間ト可有之哉と云々、返答云、尤之至也、先刻二条家持參候書札、
甚以不可然之間、漸如此相改之、猶明日可令改之旨、返答了、此次被
談云、後宇多院者鷹司家照念院閑白被申入、龜山院者九条家被申入云
々、

廿七日、辰下剋許二条大納言入來、依仰也、即退對面、昨日相伝之
趣、慥有覺悟哉否之由相尋、即印明（結）被唱、印明・真言共以少々失
念、誠以万事無骨之体也、猶具伝（傳）令教授也、其次昨日被書進一通可
被書改哉之由仰之、此事今朝自女院方粗加異見遣之故歟、不及異儀被
書改了、即時之參内可被申入之由仰之、被改進之一通為令披露、摶
政・左府・前閑白・左大將等招之、即時各參集、對顏、及言談之間、
昨日之一通（就）所々有所思也、事改之由仰之、即令見之、各誠其趣宜之

(10才) (10才) (10才) (10才) (10才)
由同一申之、而退出、
(空白)

(14才～17才) (13才)
由同一申之、而退出、
(空白)

十九日、二条殿（綱平）依招入來、
（新上西門院）二条殿（靈司房子）并前閑白對談之事、
廿日、於女院（近衛基應）二条殿入來、
十六日、左府・前閑白伺公、
九条大納（輔美）言入來、

翌日（一条益嗣）も事、閑白等伝授之事、

二条殿へ尋試事、

廿一日、（一条冬経）閑白入來、相伝事所受、

廿二日、二条殿入來、同前、

入夜、左府・前閑白・九条殿入來、一封持參、

廿三日、於禁中、摶政・左府對談、（靈元天皇）主上寛文之時不置御手様、

廿四日、二条殿入來、

廿五日、九条大納言入來、

左府入來、

〔付記〕

本稿を作成するに際しては、二条家、東山御文庫、陽明文庫の格別の御高配に預り、二
条基敬氏、二条恭仁子氏、渡邊允氏、名和修氏の御世話を参考した。記して謝意を表した
い。